

○東久留米市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第 3 条 会議は、東久留米市長（以下「市長」という。）の諮問に応じて、東久留米市（以下「市」という。）における次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) こども基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関し必要と認める事項

(組織)

第 4 条 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 市内に在住するこどもの保護者 4 人以内
- (2) 市内における教育・保育関係者 3 人以内
- (3) 学識経験者 2 人以内
- (4) こども施策に関係する活動に携わる者 3 人以内
- (5) こども施策に関係する行政機関の職員 1 人
- (6) 公募による市民 2 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、これに委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1障害程度区分認定審査会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	日額	11,000
	委員	日額	10,000

付 則（令和2年12月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月31日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月31日条例第13号）

この条例は、令和7年8月28日から施行する。

東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準

東久留米市子ども・子育て会議条例について、以下に基づき運用を行う。

（委員要件の特例）

1 第4条第1項各号において任命された委員が、任期中に当該条件に適格でなくなった場合、任命者は委員の職を免ずる。ただし、任期終了まで間がない、また新たな委員の選任が難しい等の事情により会議の運営に支障が生じる等、任命者がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

（委員の辞職）

2 委員が、本人の意思により委員を辞する場合、それを妨げるものでない。

（委員の免職）

3 委員が、会議において、政治、宗教また営利活動を行う等、委員として欠格である場合、任命者は委員の職を免ずることができる。

（傍聴人の定員）

4 傍聴席の定員は、会議の会場の規模に応じて、その都度、会長が判断し決定する。

（会議傍聴の手続き）

5 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名を受付票に記入し、係員の指示に従い入室しなければならない。また、傍聴希望者の入室は先着順とする。

（傍聴することができない者）

6 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1）酒気を帯びている者
- （2）危険物および会議の妨害と認められる器物を携帯している者
- （3）前各号の他、議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情があると会長が判断する者
- （4）傍聴席の定員が充足した後に、傍聴を希望する者

（傍聴人の遵守事項）

7 傍聴人は、傍聴の際は次の事項を守らなければならない。

- （1）議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否をあらわさないこと。
- （2）騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- （3）飲食又は喫煙しないこと。
- （4）会長の許可なく、会議を写真、ビデオ等で撮影し、または録音をすること。
- （5）前各号のほか会議の妨害となるような行動をしないこと。

（傍聴人の退場）

8 傍聴人が第6の規定に違反し、会議の運営を妨げたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命じることができる。